

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成23年4月22日
北陸電力株式会社

当社は、原子力安全・保安院からの指示文書¹に基づき、志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定²(以下、「保安規定」)の変更認可を、本日(4月22日)、経済産業大臣に申請しましたので、お知らせします。

東北電力株式会社 東通原子力発電所 1号機の事象を踏まえ、4月9日、原子力安全・保安院から、原子炉停止中においても、非常用発電設備の動作可能台数を2台(現行は1台以上)確保するため、保安規定の変更を行うよう指示がありました。

(4月11日お知らせ済)

当社は、この指示に従い、原子炉停止中における非常用発電設備の動作可能台数を2台とする保安規定の変更認可申請を行いました。

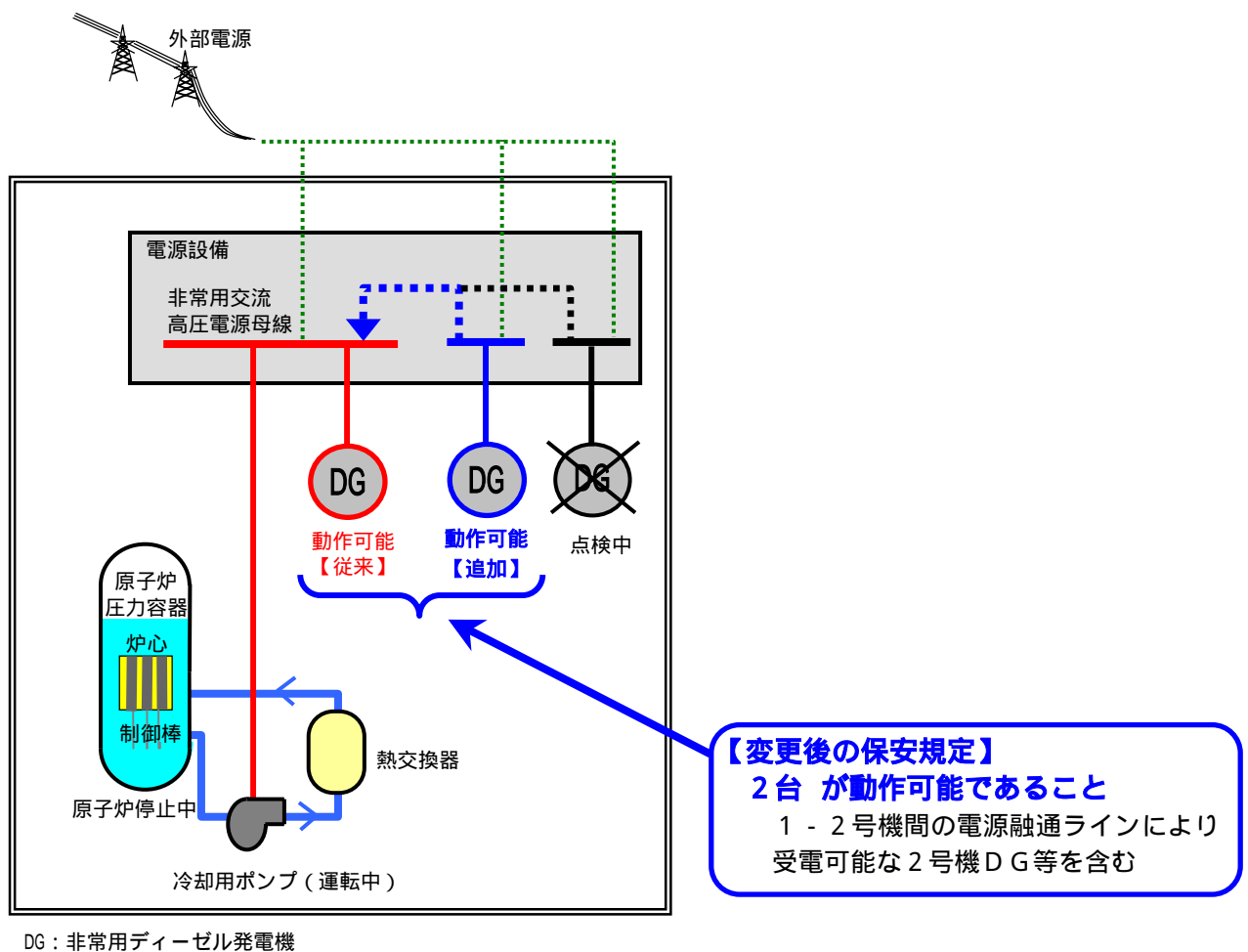
以 上

添付資料1：保安規定変更の概要

- 1 原子力安全・保安院からの指示文書
非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて(指示)
- 2 保安規定
原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

保安規定変更の概要

原子炉停止中における非常用発電設備の台数について、これまでは1台以上が動作可能であることを定めていたが、原子力安全・保安院からの指示（原子炉停止中においても、非常用発電設備の動作可能台数を2台確保すること）を受け、2台が動作可能であることに変更する。



保安規定変更後のイメージ（1号機の例）